

許可番号 00302141687

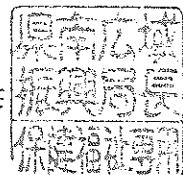
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県花巻市石鳥谷町上口二丁目6番地5

氏 名 高田工業株式会社 代表取締役 佐々木 信行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県県南広域振興局長 勝部 修



許可の年月日 平成20年 4月11日

許可の有効年月日 平成25年 4月10日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う産業廃棄物
 - ・木くず
 - ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
 - 及び陶磁器くず(これらのうち自動車等破碎物を除く。)
 - ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月11日 当初許可
以下余白

4. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

県南広保第431-18号
平成20年 4月11日

高田工業株式会社

代表取締役 佐々木 信行 様

県南広域振興局保健福祉環境部長



産業廃棄物収集運搬業の許可について

平成20年2月22日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業許可申請について、別添のとおり許可されたので、許可証を交付します。

なお、当該業務を行うに当たっては、法令を遵守し、特に下記に留意のうえ遺漏のないように願います。

記

- 1 排出事業者と産業廃棄物収集運搬の契約を結ぶ際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第6条の2の定める基準に合致するものであることを確認すること。
- 2 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、産業廃棄物処理基準（政令第6条）を遵守すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第14項ただし書きによって収集若しくは運搬を委託する場合のほか、産業廃棄物の収集又は運搬を他人に委託してはならないこと。
- 4 法第14条第15項において準用する法第7条第15項の規定による帳簿を備え、記帳し保存すること。
- 5 事業の範囲（事業の一部の廃止を除く。）を変更しようとするときは、法第14条の2第1項の規定による変更の許可を受けること。
- 6 事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条の6第1項に定める事項を変更したときは、法第14条の2第3項で準用する法第7条の2第3項の規定による届出を、当該一部廃止又は変更の日から10日以内に行うこと。
- 7 当該年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の収集運搬に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）第17条第4項に基づき、当該産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物運搬実績報告書を毎年6月30日までに提出すること。
- 8 許可の更新を受けようとする場合には、許可期限の2カ月前を目処に更新申請を行うこと。
- 9 県外に所在する事業場において生じた産業廃棄物を、県内で処分するために搬入しようとする排出事業者は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第2条の規定に基づき、搬入しようとする30日前までに知事に協議しなければならないこととされているので、県外からの収集運搬を受託するに当たっては、排出事業者からその協議結果を確認すること。
(詳細については、岩手県ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=262&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=262>) を参照願いたいこと。)
- 10 本件許可では、感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物の収集運搬はできないこと。